

公 示 日 : 2025 年 1 月 15 日 (水)

調達管理番号 : 24a00921

国 名 : ウガンダ

担 当 部 署 : 社会基盤部 運輸交通グループ第一チーム

調 達 件 名 : ウガンダ国カンパラ市交通管制アドバイザー業務

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 交通管制アドバイザー
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 3 月上旬から 2027 年 2 月下旬
- (2) 業務人月 : 8.37
- (3) 業務日数 :

- ・ 第 1 次 準備業務 9 日、現地業務 20 日、整理業務 5 日
- ・ 第 2 次 準備業務 5 日、現地業務 20 日、整理業務 5 日
- ・ 第 3 次 準備業務 4 日、現地業務 20 日、整理業務 5 日
- ・ 第 4 次 準備業務 4 日、現地業務 20 日、整理業務 5 日
- ・ 第 5 次 準備業務 4 日、現地業務 20 日、整理業務 5 日
- ・ 第 6 次 準備業務 4 日、現地業務 20 日、整理業務 5 日
- ・ 第 7 次 準備業務 5 日、現地業務 20 日、整理業務 9 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次現地業務を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降)：契約金額の19%を限度とする。

(5) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度(2026年2月頃)

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2025年1月29日(水)(12時まで)
- (4) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(最新版)」
の「別添資料11 業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き」

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2025年2月7日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40点
- ② 対象国・地域での業務経験 8点
- ③ 語学力 16点
- ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	交通管制に係る各種業務
対象国及び類似地域	ウガンダ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

ウガンダ共和国（以下、「ウガンダ」という。）では鉄道網が機能していないため貨物及び旅客運搬の 92%以上が道路によって担われており、経済開発上、道路が非常に重要な位置を占めている。人口約 4,858 万人（2023 年、世銀）のうち約 1 割が集中する大カンパラ都市圏では交通渋滞が深刻な問題となっており、これに伴う経済損失が開発への大きな障害となっている。主要幹線道路における日交通量の伸び率は 2010 年から 2017 年にかけて約 11%増となっている。また、大カンパラ都市圏の交通量（713,855 台/日）のうち約 80%（569,000 台/日）がカンパラ市内に集中し、市内の主要交差点では容量を超える車両の流入が続いている（「Final Report for Preparatory Survey on the Greater Kampala Roads Improvement Project（2014 年）」）。また、カンパラ市内の交差点は数か所設置された信号機と警察による交通整理に頼らざるを得ず、交通のボトルネックとなっている。カンパラ市中心部においては恒常的に渋滞が発生しており、特に通勤・通学時間帯においては市中心部の交通量が増え、朝夕の渋滞は深刻なものとなっており、カンパラ市内における朝の交通ピーク時の車両走行速度は、約 12km/h、夕方の交通ピーク時は約 3km/h と極めて低速になっている。そのため、カンパラ市中心部の交通改善が喫緊の課題となっている。

第三次国家開発計画（Third National Development Plan: NPDⅢ、2020/21 年 - 24/25 年）では、大カンパラ都市圏の交通改善について言及されており、カンパラ市都市交通計画（Greater Kampala Metropolitan Area Transport Master Plan、2008-2023）においても、主要幹線道路の拡張及び高規格化、交差点改良（信号機設備を含む）等からなる道路網の改善をコンポーネントの一つに位置付けており、これらを具現化するものとして JICA では、無償資金協力「カンパラ市交通管制改善計画（2019～実施中）」にてカンパラ市内の交通改善に向け、交通管制センター及び市内の信号機整備・交差点改良を実施している。加えて BRT 路線の導入に向けて、AfDB が詳細設計を実施していることより、ハードの道路インフラ整備とハードの整備に伴うソフトの開発が様々なドナーにより進められているが、カンパラ首都圏庁（Kampala Capital City Authority、以下、「KCCA」という。）において、交通流の最適化のための交通データの収集・分析の実施、交通量に即した信号現示の調整等ができておらず、交通管理能力の向上が喫緊の課題となっている。かかる状況を踏まえ、カンパラ市交通管制アドバイザー（以下、「本事業という」）が KCCA から我が国政府に要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、カンパラ首都圏庁をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、日本の無償事業で設置している交通管制センターでの交通制御が最適化され、それらの機器の維持管理が適切に行われるように知見、ノウハウの指導・助言を行う。併せて信号の現示調整について現時点の交通量と整合しているかを確認し、現示調整を行う過程でC/P職員への指導を行う。

目標、活動については以下を想定している。

上位目標：カンパラ市内での交通渋滞が最大限抑制され、道路交通が円滑に流れる。

プロジェクト目標：KCCA職員により交通制御が最適化され、交通量に基づいた信号現示が管理される。

成果：

I.交通状況に応じて適切な管制制御を行うために、交通データ、交通管理に係る、JICAの「カンパラ市交通流管理能力向上プロジェクト」で策定した「都市交通管理計画（Urban Traffic Management Plan）」内の交通管制計画のアップデートが定期的に行われる体制が構築される。

II.日本の無償資金協力事業で導入した中央装置及び交通管制システムの運営能力が強化される。

III.他のドナー及び有償資金協力により整備される路側装置との接続に係る調整能力が強化される。

活動：

I 交通管制計画等のレビュー、アップデート

I-1 主要交差点の渋滞情報収集・分析

無償資金協力事業で導入した機器から得られる交通管制データ及びGoogle Mapの渋滞情報を収集・分析する。なお、Google Mapでの渋滞情報の収集・分析はマップ上での交通状況を確認し、渋滞の発生箇所や頻度、渋滞延長等について簡易的に確認するものとする。

I-2 主要交差点データベースの作成

無償資金協力事業内で供与した市内主要交差点の幾何構造、規制速度、交通量のデータシートアップデート及び、未作成の箇所について作成、データベース化する。作成したデータベースをKCCA職員が更新しアップデートできるように指導を行う。

I-3 市内交差点管制計画等のアップデート

従前 JICA が実施した技術協力プロジェクト「カンパラ市交通流管理能力向上プロジェクト」で策定した都市交通管理計画 (Urban Traffic Management Plan) の内の交通管制計画の進捗に合わせて、市内交差点の信号管制の計画のレビュー・アップデートを行う。重要交差点の設定、中央管制、非管制エリアの線引き等を必要があれば見直す。また、「カンパラ首都圏都市開発マスタープランプロジェクト」で策定した「都市交通セクターの優先プロジェクトリスト」の実現に向けたフォローを行う。

II 中央装置及び交通管制システムの運営・操作能力向上

II-1 制御状況の確認

無償資金協力事業で供与した中央装置及び端末機器の稼働状況 (エラー・ログ) の確認を KCCA 職員と共に行い、エラーが出ているものについては原因分析及び対策を行う。

II-2 交通状況およびシステム稼働状況に関する月報の作成

中央管制対象交差点の渋滞・交通量データ、システムの稼働状況を月報にとりまとめる。取りまとめたデータはサーバ等に蓄積を行う。これらの作業について OJT を通じて KCCA の職員に定着させる。

II-3 信号設置前後の事故件数の変化の把握

無償資金協力事業で信号機を設置した交差点について事故発生件数の推移を確認し、取りまとめ、交差点への信号機設置の事故抑制効果についてプロモーションを行う。なお、事故発生件数を取りまとめる際は可能な限り事故の原因についても確認し項目分け等行い集計を行う。取りまとめる作業について OJT を通じて KCCA の職員に定着させる。

II-4 渋滞多発交差点の抽出、信号制御の見直し

月報データを四半期毎に集計し、渋滞箇所の抽出、渋滞状況の把握、分析 (渋滞多発箇所、渋滞パターン、特定方向の渋滞偏り) を行い、半年ごとに信号制御 (サイクル、スプリット) の見直しについて KCCA の職員に定着させる。

II-5 維持管理のニーズ・アセスメント

我が国及び第三国での交通管制中央機器、信号機の外部委託例について KCCA に情報共有するとともに KCCA の運用維持管理の状況をモニタリングし、日常管制業務における外部委託のニーズ・アセスメント (ハード、ソフト) を行う。

II-6 外部委託仕様書（案）の作成

KCCA の予算配分、調達規則などを考慮し、外部委託仕様書案を作成し、KCCA が外部委託発注を適切に行えるように支援する。

II-7 ソフトコンポーネントにより教授したノウハウの定着

無償資金協力業務内で行っているソフトコンポーネントについて KCCA 職員の理解状況を確認し、不足する内容については OJT を行い定着させる。なお、ソフトコンポーネントの内容は以下の通り。

フェーズ 1 (管制機器設置前)	プログラム-1 座学・調査・実習	(1) 交通管制システム及び信号制御システム研修 (2) 30交差点の信号制御定数設計手順 (3) 30交差点の信号制御計画 ①対象エリア交通状況の把握 ・対象エリア内の渋滞状況等の交通状況から重要交差点を抽出 ・重要交差点を重点に各種交通調査 ②重要交差点制御検討 ・信号制御方針 ・道路形状 ・通行規制 ③右折感应等実施交差点抽出 ④サブエリア構成計画 ⑤信号制御詳細設計
フェーズ 2 (管制機器設置後)	プログラム-2 実習	(1) 80交差点にかかる感知器情報の分析（重要交差点の選定後） (2) 情報に基づく各種の暫定定数設計
	プログラム-3 OJT	(1) 80交差点の信号制御定数設定確認 (2) 感知器稼働状況確認 (3) システムテスト

無償資金協力のソフトコンポーネントの内容

III 他ドナー整備信号器との連携

III-1 他ドナー整備信号器の中央システムへの接続に係る調整

他ドナー等によって整備された信号機の無償資金協力で導入した中央システムへの接続について、効果・意義、費用を確認し、KCCA へ効果の説明行い、接続に係る調整を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務（2025年3月上旬～中旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ウガンダ政府作成の関連報告書等を参照し、ウガンダの交通状況と課題を把握する。また、日本が実施している協力（特に「カンパラ市交通管制改善計画」の活動）の概要を把握・分析する。

- ② JICA 社会基盤部及びウガンダ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
 - ③ 業務計画書（和文）、ワークプラン（英文）を作成し JICA 社会基盤部に提出する。併せて、ウガンダ事務所にもデータを送付する。
- (2) 第1次現地業務（2025年4月上旬～2025年4月下旬）
- ① 現地業務開始時に、JICA ウガンダ事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の確認を行う。また、適宜 JICA 社会基盤部、ウガンダ事務所に対して進捗報告を行う。
 - ② KCCA からカンパラ市における交通管制センターの運用計画についてヒアリングし情報収集を行う。また、信号制御の実態状況を把握する。
 - ③ UTMP の道路改良計画、交通管制エリアの拡張計画に関する情報収集、ヒアリングを行い、計画を把握する。（活動Ⅰ-3）
 - ④ 信号交差点整備後の事故件数について C/P や関係機関へ収集を行うように調整を行う。（活動Ⅱ-3）
 - ⑤ 第1次現地業務結果報告書（英文）を作成し、JICA ウガンダ事務所および C/P 機関へ提出し、報告する。
- (3) 第1次整理業務（2025年5月中旬）
- 第1次現地業務結果報告書（和文）を JICA 社会基盤部に提出し、報告する。
- (4) 第2次準備業務（2025年6月下旬）
- 第2次現地業務のワークプラン（英文）を作成し社会基盤部に提出する。併せて、ウガンダ事務所にもデータを送付する。
- (5) 第2次現地業務（2025年7月上旬～2025年7月下旬）
- ① 現地業務開始時に、JICA ウガンダ事務所、C/P 機関に今次現地業務のワークプランを提出し、業務計画の確認を行う。また、適宜 JICA 社会基盤部、ウガンダ事務所に対して進捗報告を行う。
 - ② カンパラ市の主要交差点の交通データについて Google Map の渋滞情報の収集について KCCA 職員を支援する。（活動Ⅰ-1）
 - ③ カンパラ市の主要交差点の幾何構造、交通量データの収集について KCCA 職員を支援する。（活動Ⅰ-2）
 - ④ 他ドナーによって整備された信号機の無償資金協力で導入した中央システムへの接続について、効果・意義、費用を確認し、KCCA へ効果の説明を行い、接続に係る調整の支援を行う。（活動Ⅲ-1）

- ⑤ 第2次現地業務結果報告書（英文）を作成し、JICA ウガンダ事務所およびC/P 機関へ提出し、報告する。
- (6) 第2次整理業務（2025年8月上旬）

第2次現地業務結果報告書（和文）をJICA 社会基盤部に提出し、報告する。
- (7) 第3次準備業務（2025年9月下旬）
 - ①第3次現地業務のワークプラン（英文）を作成し社会基盤部に提出する。併せて、ウガンダ事務所にもデータを送付する。
 - ② 日本国内の信号機メーカーや交通管理関係機関等へカンパラ市の交通管制についてより効率的となるような知見や情報等についてヒアリングや情報収集等を行う。
- (8) 第3次現地業務（2025年10月上旬～10月下旬）
 - ① 現地業務開始時に、JICA ウガンダ事務所、C/P 機関に今次現地業務のワークプランを提出し、業務計画の確認を行う。また、適宜 JICA 社会基盤部、ウガンダ事務所に対して進捗報告を行う。
 - ② 第2次現地渡航時に確認したカンパラ市の主要交差点の交通データについて Google Map の渋滞情報に加えて、管制データの渋滞情報の収集、分析、渋滞多発地点の特定について KCCA 職員を支援する。なお、渋滞情報の収集から渋滞多発箇所の特定の作業については KCCA 職員と共に行い、プロジェクト終了後も KCCA 職員のみで行えるように指導する。（活動Ⅰ-1）
 - ③ 管制センターの中央装置及び端末機器の稼働状況（エラー、ログ）の確認を行い、エラーがある場合は原因の確認を行い、対策の検討について KCCA 職員を支援する。（活動Ⅱ-1）
 - ④ 無償資金協力でのソフトコンポーネントにより教授したノウハウについて KCCA 職員への定着状況を確認し、不足している部分についてはフォローを行う。（活動Ⅱ-7）
 - ⑤ 第3次現地業務結果報告書（英文）を作成し、JICA ウガンダ事務所およびC/P 機関へ提出し、報告する。
- (9) 第3次整理業務（2025年11月上旬）

第3次現地業務結果報告書（和文）をJICA 社会基盤部に提出し、報告する。
- (10) 第4次準備業務（2026年1月中旬）

第4次現地業務のワークプラン（英文）を作成し社会基盤部に提出する。併せて、ウガンダ事務所にもデータを送付する。
- (11) 第4次現地業務（2026年1月下旬～2026年2月中旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ウガンダ事務所、C/P 機関に今次現地業務のワークプランを提出し、業務計画の確認を行う。また、適宜 JICA 社会基盤部、ウガンダ事務所に対して進捗報告を行う。
 - ② 第 2 次現地業務で確認したカンパラ市内の主要交差点の幾何構造、交通量データについてエクセルベースでのデータベース化を支援する。データベースの更新は継続して KCCA 職員が更新できるように指導を行う。(活動 I-2)
 - ③ 中央管制対象の交差点について渋滞・交通量データを集計し、月報にまとめる。なお、KCCA の職員が継続して月報を作成できるように指導を行い、翌月以降は KCCA 職員が月報を作成できるようにする。(活動 II-2)
 - ④ 日本や第三国での交通管制業務の外部委託例について KCCA に情報共有をするとともに KCCA の運用維持管理の状況をモニタリングし、日常管制業務における外部委託のニーズ・アセスメント(ソフト・ハード)を支援する。(活動 II-5)
 - ⑤ 第 4 次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA ウガンダ事務所および C/P 機関へ提出し、報告する。
- (1 2) 第 4 次整理業務(2026 年 2 月下旬)
- 第 4 次現地業務結果報告書(和文)を JICA 社会基盤部に提出し、報告する。
- (1 3) 第 5 次準備業務(2026 年 4 月下旬)
- 第 5 次現地業務のワークプラン(英文)を作成し社会基盤部に提出する。併せて、ウガンダ事務所にもデータを送付する。
- (1 4) 第 5 次現地業務(2026 年 5 月中旬～2026 年 6 月中旬)
- ① 現地業務開始時に、JICA ウガンダ事務所、C/P 機関に今次現地業務のワークプランを提出し、業務計画の確認を行う。また、適宜 JICA 社会基盤部、ウガンダ事務所に対して進捗報告を行う。
 - ② 都市交通管理計画、道路改良計画を踏まえ、重要交差点の設定、中央管制、非管制エリアの拡張計画の策定を支援する。また、「カンパラ首都圏都市開発マスタープランプロジェクト」で策定した「都市交通セクターの優先プロジェクトリスト」の実現に向けたフォローを行う。なお、交通管制の拡張計画などでは交通安全に資する効果が見込まれるような計画を検討すること。(活動 I-3)
 - ③ 第 3 次現地業務で確認した管制センター中央機器、端末機器のエラー、ログについて、同様のエラーが発生の防止対策を支援する。また、今後は KCCA 職員が対応できるように指導を行う。(活動 II-1)

- ④ 第4次現地業務で作成している渋滞、交通量を取りまとめた月報等を参考に渋滞箇所の信号現示について見直しが必要な交差点については現示調整の実施を支援する。プロジェクト終了後も KCCA 職員が自信で調整可能なように KCCA 職員にレクチャーを行いながら現示調整を行うこと。(活動Ⅱ-4)
 - ⑤ 第5次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA ウガンダ事務所および C/P 機関へ提出し、報告する
- (15) 第5次整理業務(2026年6月下旬)
- 第5次現地業務結果報告書(和文)を JICA 社会基盤部に提出し、報告する。
- (16) 第6次準備業務(2026年8月上旬)
- 第6次現地業務のワークプラン(英文)を作成し社会基盤部に提出する。併せて、ウガンダ事務所にもデータを送付する。
- (17) 第6次現地業務(2026年8月下旬~2026年9月中旬)
- ① 現地業務開始時に、JICA ウガンダ事務所、C/P 機関に今次現地業務のワークプランを提出し、業務計画の確認を行う。また、適宜 JICA 社会基盤部、ウガンダ事務所に対して進捗報告を行う。
 - ② 信号機設置後の事故件数について分析し設置前後での事故件数の推移についてまとめることを支援する。(活動Ⅱ-3)
 - ③ KCCA の予算配分、調達規則等を考慮した上で、交通管制機器類の維持管理についての外部委託仕様書案を作成し、KCCA が外部委託発注を行えるように支援する。(活動Ⅱ-6)
 - ④ 第6次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA ウガンダ事務所および C/P 機関へ提出し、報告する。
- (18) 第6次整理業務(2026年9月下旬)
- 第6次現地業務結果報告書(和文)を JICA 社会基盤部に提出し、報告する。
- (19) 第7次準備業務(2026年11月中旬)
- 第7次現地業務のワークプラン(英文)を作成し社会基盤部に提出する。併せて、ウガンダ事務所にもデータを送付する。
- (20) 第7次現地業務(2026年11月中旬~2026年12月上旬)
- ① 現地業務開始時に、JICA ウガンダ事務所、C/P 機関に今次現地業務のワークプランを提出し、業務計画の確認を行う。また、適宜 JICA 社会基盤部、ウガンダ事務所に対して進捗報告を行う。
 - ② 第5次現地業務で調整した信号現示について、調整前後の交通状況について

確認し、必要があれば再度現示調整の実施について KCGA 職員を支援する。
(活動Ⅱ-4)

③ 第 7 次現地業務結果報告書 (英文) を作成し、JICA ウガンダ事務所および C/P 機関へ提出し、報告する。

(2 1) 第 7 次整理業務 (2027 年 2 月中旬～下旬)

① 第 7 次現地業務結果報告書 (和文) を JICA 社会基盤部に提出し、報告する。
なお、報告は次項の専門家業務完了の報告と同時の実施でよい。

② 専門家業務完了報告書 (和文) を作成し、JICA 社会基盤部に提出し報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン (全体及び各現地業務期間時)

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案) などを記載。

・ 英文 3 部 (JICA 社会基盤部、JICA ウガンダ事務所、C/P 機関へ各 1 部)

(2) 現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

・ 英文 3 部 (JICA 社会基盤部、JICA ウガンダ事務所、C/P 機関へ各 1 部)

・ 和文 2 部 (JICA 社会基盤部、JICA ウガンダ事務所へ各 1 部)

ただし、第 7 次現地業務結果報告書 (和文) は (3) 専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第 7 次現地業務結果報告書 (英文) には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

・ 交通管制機器類の維持管理についての外部委託仕様書案

(3) 専門家業務完了報告書 (和文 3 部)

2027 年 2 月 26 日 (金) までに提出。

業務完了報告書 (和文) を、JICA 社会基盤部及びウガンダ事務所に提出し、報告する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（最新版）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、JICA ウガンダ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

・車両関係費	: 1,568 千円
・セミナー等開催費	: 3,000 千円
・通信費	: 173 千円

合計 : 4,741 千円

*臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、12月中旬より C/P 機関を含むウガン

ダ政府公官庁職員の多くが休暇に入るため、1月下旬から12月上旬の間で提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：なし

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地業務開始時におけるG/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：KCCAにおける執務スペース提供（ネット環境完備予定）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・カンパラ市交通流通管理能力向上プロジェクト

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000036184.pdf>

・ウガンダ国 カンパラ市交通管制センター

https://libopac.jica.go.jp/images/report/12339982_01.pdf

https://libopac.jica.go.jp/images/report/12339982_02.pdf

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウガンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等につい

て同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上